

# 滋賀県レイカディア大学同窓会近江八幡支部 会則 (案)

## 第 1 条 (名称)

この会は滋賀県レイカディア大学同窓会近江八幡支部という。

## 第 2 条 (会員)

この会は近江八幡市在住の滋賀県老人大学校及び滋賀県レイカディア大学卒業生を以て会員とする。

## 第 3 条 (事務所)

この会の事務所を支部長宅に置く。

## 第 4 条 (目的)

この会は会員が常に同窓会憲章を心とし同窓会本部との連携のもと相互の親睦と教養を高めて、地域社会の福祉の向上に寄与・協力することを目的とする。

## 第 5 条 (事業)

この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会及び役員会の開催
2. 同窓会本部との連携事項
3. 教養、研修に関する事項
4. 福祉、保健に関する事項
5. 会報の発行並びに広報に関する事項
6. 表彰並びに慶祝に関する事項
7. その他、必要と認められた事項

前記の事業を行うため、適宜担当部署を置き事業の促進を図るものとする。

## 第 6 条 (役員構成)

この会に次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 2名
3. 会計 1名
4. 監事 2名
5. 幹事各地区毎に若干名
6. 事務局員・事業推進局員若干名(必要に応じて)
7. 顧問、相談役若干名(必要に応じて)

## 第 7 条 (役員選出)

1. 支部長・副支部長は会員の中から役員会において推薦し総会で承認を得る。

\*会計・監事は支部長が委嘱し、総会で承認を得る。

\*事務局員・事業推進局員は支部長が必要に応じて会員の中から選任する。

\*幹事は各地区より選出する。

\*顧問・相談役は支部長が必要に応じて適宜委嘱する。

## 第 8 条 (任務)

1. 支部長はこの会を代表する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長が事故あるときはこれを代行する。
3. 会計は当会の会計事務の処理に当たる。
4. 監事は会務及び会計書類を監査する。
5. 幹事はこの会の必要事項の審議運営に当たる。
6. 事務局員は支部長の指示に従って事務を担当する。
7. 事業推進局員は計画に基づき事業の推進に当たる。
8. 顧問・相談役は支部長から要請があった場合、本会の運営に関する助言をする。
9. 支部長が本部常任理事、副支部長(2名)が本部理事に当たる。

## 第 9 条 (任期)

役員任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

## 第 10 条 (総会)

1. 総会は、この会の最高議決機関であり、年1回支部長がこれを招集する。
2. 総会の議長は出席会員の中より選出する。
3. 議事は出席者を定足数とし、過半数によって決定する。  
可否同数の場合は、議長がこれを決する。
4. 臨時総会は必要に応じ役員会の承認をえて支部長が招集する。

## 第 11 条 (総会への付議事項)

1. 会則の制定、改廃
2. 前年度の事業報告及び決算報告
3. 本年度の事業計画及び予算案
4. その他役員会において必要と認められた事項

## 第 12 条 (役員会)

1. 役員会は支部長が必要と認められた時に適宜これを開催する。
2. 役員会は事業の目的を達成するための事項について審議する。

## 第 13 条 (会費)

この会の事業を行うため、年会費または寄付金をもって充てる。

1. 年会費 2,000 円。  
但し夫婦会員のうち1名及び当該年度4月1日現在80歳以上の会員は1,000円とする。

## 第 14 条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

## 第 15 条 (決算)

会計は毎年度毎に決算を行い、会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

## 第 16 条 (慶祝)

次の通り慶祝を行う。

1. 会員が米寿・白寿(数え歳)を迎えた時は記念品を贈る。
2. 記念品の額については、予算の範囲内で役員会にて決定する。

## 第 17 条 (個人情報保護)

1. 本会の活動を遂行するのに必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、同窓会本部の個人情報保護規定に準じて、適正に運用するものとする。
2. 個人情報を収集する際の文書及び収集した個人情報の下に、個人情報保護方針準拠マークを表示、貼付することで個別の文書が個人情報保護規定に準拠して管理されていることを表示する。

## 第 18 条 (会則の改正)

この会則の改正は総会の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第 19 条 (会則の施行)

1. この会は、昭和55年12月7日、近江八幡市老人憩いの家において開催した総会の日から実施する。
2. 昭和56年11月8日一部改正し実施する。  
昭和59年4月13日一部改正し実施する。  
昭和60年5月10日一部改正し実施する。  
昭和61年5月1日一部改正し実施する。  
昭和63年4月30日一部改正し実施する。  
平成8年4月26日一部改正し実施する。  
平成15年4月21日一部改正し実施する。  
平成18年4月17日全面改正し実施する。  
平成21年4月27日一部改正し平成22年4月1日から実施する。  
平成27年4月28日一部改正し平成27年4月1日から実施する。  
令和3年4月9日一部改正し令和3年4月1日から実施する。  
令和6年4月8日一部改正し令和6年4月1日から実施する。  
令和8年4月21日一部改正し令和8年4月1日から実施する。

以上